

政令第二十四号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

理由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。